

議案第50号

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年6月1日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例（令和2年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
別表第1（第9条関係） 施設使用料 （中略） 備考 1 （略） <u>2 文化及び芸術に係る活動又はボランティア活動でない活動により使用する場合は、基本料金の10割の額を加算する。</u> <u>3～9</u> （略）	別表第1（第9条関係） 施設使用料 （中略） 備考 1 （略） <u>2～8</u> （略）

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和3年7月1日から施行する。
（経過措置）
- この条例による改正後の八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

提案理由

文化、芸術及びボランティアに係る活動以外のより広い使用に対応する料金体系に見直すため。